議案第82号

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を 改正する条例を次のように定める。

平成28年5月26日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一 部を改正する条例

さいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(平成1 3年さいたま市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

附則 (他の法令による給付との調整)

第9条 年金たる補償の額は、当該補償の事由とな った障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる 年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法 律による年金たる給付が支給される場合には、当 分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例 の規定(第20条を除く。)による年金たる補償 の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償 の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による 年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じ て得た額(その額が当該年金たる補償の年額から 当該補償の事由となった障害又は死亡について支 給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金 たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場 合には、当該残額)とし、これらの額に50円未 満の端数があるときは、これを切り捨て、50円 以上100円未満の端数があるときは、これを1 00円に切り上げる。

改正前

附則

(他の法令による給付との調整)

第9条 年金たる補償の額は、当該補償の事由とな った障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる 年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法 律による年金たる給付が支給される場合には、当 分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例 の規定(第20条を除く。)による年金たる補償 の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償 の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による 年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じ て得た額(その額が当該年金たる補償の年額から 当該補償の事由となった障害又は死亡について支 給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金 たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場 合には、当該残額)とし、これらの額に50円未 満の端数があるときは、これを切り捨て、50円 以上100円未満の端数があるときは、これを1 00円に切り上げる。

傷病補償	[略]		
年金	障害厚生年金等(当該補償	0.	8 8
	の事由となった障害につい		
	て障害基礎年金が支給され		
	る場合を除く。)		
	[略]		
[略]			

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の 左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給され る場合には、当分の間、この条例の規定にかかわ らず、この条例の規定による休業補償の額に、同 表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類 に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(そ の額がこの条例の規定による休業補償の額から同 一の事由について支給される当該年金たる給付の 額の合計額を365で除して得た額を控除した残 額を下回る場合には、当該残額)とする。

[略]		
障害厚生年金等(当該補償の事由と	0.	8 8
なった障害について障害基礎年金が		
支給される場合を除く。)		
[略]		

傷病補償	[略]		
年金	障害厚生年金等(当該補償	0.	8 6
	の事由となった障害につい		
	て障害基礎年金が支給され		
	る場合を除く。)		
	[略]		
[略]			

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の 左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給され る場合には、当分の間、この条例の規定にかかわ らず、この条例の規定による休業補償の額に、同 表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類 に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(そ の額がこの条例の規定による休業補償の額から同 一の事由について支給される当該年金たる給付の 額の合計額を365で除して得た額を控除した残 額を下回る場合には、当該残額)とする。

[略]	
障害厚生年金等(当該補償の事由と	0.86
なった障害について障害基礎年金が	
支給される場合を除く。)	
[略]	•

附則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)附則第9条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の条例附則第9条の規定は、平成28年4月1日以後に支給すべき事由の 生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後 の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日 前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償につい ては、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前のさいたま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補 償等に関する条例附則第9条の規定に基づいて平成28年4月1日からこの条例の 施行の日の前日までの間に改正後の条例の適用を受ける者に支給された傷病補償年 金及び休業補償は、改正後の条例による傷病補償年金及び休業補償の内払とみなす。